

省

令

○総務省令第六号

建築士法の一部を改正する法律（平成三十年法律第九十三号）の施行に伴い、並びに住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第一、別表第三及び別表第五の規定に基づき、住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年二月二十八日

総務大臣 高市 早苗

住民基本台帳法別表第一から別表第六までの総務省令で定める事務を定める省令の一部を改正する省令

省令第十三号)の一部を次のように改正する。

次の表により改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
〔法別表第一の総務省令で定める事務〕 第一条 〔略〕 〔2〕62 略〕 163 法別表第一の百九の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 一 建築士法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四条第一項若しくは第五項の免許の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 〔二〕八 略〕 〔164〕177 略〕 〔法別表第三の総務省令で定める事務〕 第三条 〔略〕 〔2〕59 略〕 60 法別表第三の二十六の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。 一 建築士法第四条第三項若しくは第五項の免許の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 〔二〕九 略〕 〔61〕63 略〕	〔法別表第一の総務省令で定める事務〕 第一条 〔同上〕 〔2〕62 同上〕 163 〔同上〕 一 建築士法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四条第一項若しくは第三項の免許の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 〔二〕八 同上〕 〔164〕177 同上〕 〔法別表第三の総務省令で定める事務〕 第三条 〔同上〕 〔2〕59 同上〕 〔同上〕 60 一 建築士法第四条第二項若しくは第三項の免許の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 〔二〕九 同上〕 〔61〕63 同上〕

(法別表第五の総務省令で定める事務)

第五條 [略]

60 法別表第五第三十一号の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一 建築士法第四条第三項若しくは第五項の免許の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する

応答

三
十
略

61
s
63
略

備考 表中の「」の記載は注記である。

附則

この省令は、建築士法の一部を改正する法律の施行の日（令和二年三月一日）から施行する。

○農林水産省令第十号

植物防疫法（昭和二十五年法律第五百十号）第十八条第一項の規定に基づき、ジャガイモシロシストセンチウの緊急防除に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年二月二十八日

ジャカイモシロシストセンチュウの緊急防除に関する省令の一部を改正する省令

ジャガイモシロシストセンチュウの緊急防除に関する省令(平成二十八年農林水産省令第六十一号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	(移動の制限) 第五條 次に掲げるもの(以下「移動制限植物等」という。)は、植物防疫官がその行う検査の結果ジャガイモシロシストセンチュウのまん延を防止するための適切な措置が講じられていないと認める旨を示す表示を付したものでなければ、防除区域以外の地域に移動させてはならない。ただし、試験研究の用に供するため農林水産大臣の許可を受けた場合、及び調査を行うため、植物防疫官(植物防疫法第十九条第二項の規定に基づき農林水産大臣が北海道知事又は網走市長に対し調査に関する協力指示書を交付した場合)にあつては、植物防疫官又は北海道知事若しくは網走市長の指定する職員)
改正前	(移動の制限) 第五條 次に掲げるもの(以下「移動制限植物等」という。)は、植物防疫官がその行う検査の結果ジャガイモシロシストセンチュウのまん延を防止するための適切な措置が講じられていないと認める旨を示す表示を付したものでなければ、防除区域以外の地域に移動させてはならない。ただし、試験研究の用に供するため農林水産大臣の許可を受けた場合、及び調査を行うため、植物防疫官(植物防疫法第十九条第二項の規定に基づき農林水産大臣が北海道知事、網走市長又は大空町長に対し調査に関する協力指示書を交付した場合)にあつては、植物防疫官又は北海道知事、網走市長若しくは大空

が移動制限植物等を防除区域以外の地域へ移動しようとする場合には、この限りでない。

一〇四 (略)

254 (略)

(廃棄の措置)

第七條 防除区域内に存在する移動制限植物等のうちジャガイモシロシストセンチュウが付着し、又は付着しているおそれがあるもので、ジャガイモシロシストセンチュウのまん延を防止するため必要があると認め、植物防疫官が指定するものを所有し、又は管理する者であつて、植物防疫官によりこれを廃棄すべきことを命ぜられた者は、植物防疫官(植物防疫法第十九条第二項の規定に基づき農林水産大臣が北海道知事又は網走市長に対し廃棄の措置に関する協力指示書を交付した場合にあつては、植物防疫官又は北海道知事若しくは網走市長の指定する職員)の指示に従い、これを廃棄しなければならない。

附 則

(この省令の失効)

第二條 この省令は、令和八年三月三十一日限り、その効力を失う。ただし、その時までに行爲に対する罰則の適用については、この省令は、その時以後も、なおその効力を有する。

別表(第二条関係)

北海道網走市稲富、音根内、昭和、豊郷、中園、鱒浦、実豊、藻琴及び山里

附 則

この省令は、令和二年四月一日から施行する。

○農林水産省令第十一号

植物防疫法(昭和二十五年法律第百五十一号)第十八条第一項の規定に基づき、テンサイシストセンチュウの緊急防除に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年二月二十八日

農林水産大臣 江藤 拓

町長の指定する職員)が移動制限植物等を防除区域以外の地域へ移動しようとする場合には、この限りでない。

一〇四 (略)

254 (略)

(廃棄の措置)

第七條 防除区域内に存在する移動制限植物等のうちジャガイモシロシストセンチュウが付着し、又は付着しているおそれがあるもので、ジャガイモシロシストセンチュウのまん延を防止するため必要があると認め、植物防疫官が指定するものを所有し、又は管理する者であつて、植物防疫官によりこれを廃棄すべきことを命ぜられた者は、植物防疫官(植物防疫法第十九条第二項の規定に基づき農林水産大臣が北海道知事、網走市長又は大空町長に対し廃棄の措置に関する協力指示書を交付した場合にあつては、植物防疫官又は北海道知事、網走市長若しくは大空町長の指定する職員)の指示に従い、これを廃棄しなければならない。

附 則

(この省令の失効)

第二條 この省令は、平成三十二年三月三十一日限り、その効力を失う。ただし、その時までに行爲に対する罰則の適用については、この省令は、その時以後も、なおその効力を有する。

別表(第二条関係)

北海道網走市稲富、音根内、北浜、昭和、豊郷、中園、鱒浦、丸万、実豊、藻琴及び山里並びに網走郡大空町東藻琴西倉

テンサイシストセンチュウの緊急防除に関する省令の一部を改正する省令
テンサイシストセンチュウの緊急防除に関する省令(平成三十年農林水産省令第十二号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正

改 正

改 正

改 正

改 正

改 正

改 正

改 正

改 正

改 正

改 正

改 正

改 正

改 正

改 正

改 正

改 正

改 正

改 正

改 正

改 正

改 正

改 正

改 正

改 正

改 正

改 正

改 正

改 正

改 正

改 正

改 正

改 正

改 正

改 正

附 則

(この省令の失効)

第二條 この省令は、令和四年三月三十一日限り、その効力を失う。ただし、その時までに行爲に対する罰則の適用については、この省令は、その時以後も、なおその効力を有する。

附 則

(この省令の失効)

第二條 この省令は、令和四年三月三十一日限り、その効力を失う。ただし、その時までに行爲に対する罰則の適用については、この省令は、その時以後も、なおその効力を有する。

附 則

(この省令の失効)

第二條 この省令は、令和四年三月三十一日限り、その効力を失う。ただし、その時までに行爲に対する罰則の適用については、この省令は、その時以後も、なおその効力を有する。

附 則

(この省令の失効)

第二條 この省令は、令和四年三月三十一日限り、その効力を失う。ただし、その時までに行爲に対する罰則の適用については、この省令は、その時以後も、なおその効力を有する。

附 則

(この省令の失効)

第二條 この省令は、令和四年三月三十一日限り、その効力を失う。ただし、その時までに行爲に対する罰則の適用については、この省令は、その時以後も、なおその効力を有する。

附 則

(この省令の失効)

ホ 牛、めん羊又は山羊由来の原料(牛の皮に由来するゼラチン及びコラーゲンを除く。以下この号において同じ)。

ホ 牛、めん羊又は山羊由来の原料(牛の皮に由来するゼラチン及びコラーゲンを除く。以下この号において同じ)。

ホ 牛、めん羊又は山羊由来の原料(牛の皮に由来するゼラチン及びコラーゲンを除く。以下この号において同じ)。

ホ 牛、めん羊又は山羊由来の原料(牛の皮に由来するゼラチン及びコラーゲンを除く。以下この号において同じ)。

ホ 牛、めん羊又は山羊由来の原料(牛の皮に由来するゼラチン及びコラーゲンを除く。以下この号において同じ)。

ホ 牛、めん羊又は山羊由来の原料(牛の皮に由来するゼラチン及びコラーゲンを除く。以下この号において同じ)。

ホ 牛、めん羊又は山羊由来の原料(牛の皮に由来するゼラチン及びコラーゲンを除く。以下この号において同じ)。

ホ 牛、めん羊又は山羊由来の原料(牛の皮に由来するゼラチン及びコラーゲンを除く。以下この号において同じ)。

ホ 牛、めん羊又は山羊由来の原料(牛の皮に由来するゼラチン及びコラーゲンを除く。以下この号において同じ)。

ホ 牛、めん羊又は山羊由来の原料(牛の皮に由来するゼラチン及びコラーゲンを除く。以下この号において同じ)。

ホ 牛、めん羊又は山羊由来の原料(牛の皮に由来するゼラチン及びコラーゲンを除く。以下この号において同じ)。

ホ 牛、めん羊又は山羊由来の原料(牛の皮に由来するゼラチン及びコラーゲンを除く。以下この号において同じ)。

この省令は、令和二年四月一日から施行する。
○農林水産省令第十二号
肥料取締法(昭和二十五年法律第百二十七号)第四条第一項ただし書の規定に基づき、肥料取締法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
令和二年二月二十八日
農林水産大臣 江藤 拓

肥料取締法施行規則(昭和二十五年農林省令第六十四号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分(以下「傍線部分」という。)でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改 正

改 正

改 正

改 正

改 正

改 正

改 正

改 正

改 正

改 正

改 正

改 正

改 正

改 正

改 正

改 正

改 正

改 正

改 正

改 正

改 正

改 正

改 正

改 正

改 正

改 正

改 正

改 正

改 正

改 正

改 正

改 正

改 正

改 正

改 正

改 正

改 正

改 正

改 正

改 正

改 正

改 正

改 正

改 正

改 正

改 正

改 正

改 正

改 正

改 正

改 正

改 正

改 正

改 正

改 正

改 正

改 正

改 正

改 正

改 正

改 正

改 正

改 正

改 正

改 正

改 正

改 正

改 正

改 正

改 正

改 正

改 正

改 正

改 正

改 正

改 正

改 正

改 正

改 正

改 正

改 正

改 正

改 正

改 正

改 正

改 正

改 正

改 正

改 正

改 正

改 正

改 正

改 正

改 正

改 正

改 正

改 正

改 正

改 正

改 正

改 正

改 正

改 正

改 正

改 正

改 正

改 正

改 正

改 正

改 正

改 正

改 正

改 正

改 正

改 正

改 正

改 正

改 正

改 正

改 正

改 正

改 正

改 正

改 正

改 正

改 正

改 正

改 正

改 正

改 正

改 正

改 正

改 正

改 正

改 正

改 正

改 正

改 正

改 正

改 正

改 正

改 正

改 正

改 正

改 正

改 正

改 正

改 正

改 正

改 正

改 正

改 正

改 正

改 正

改 正

改 正

改 正

改 正

改 正

改 正

改 正

改 正

改 正

改 正

改 正

改 正

改 正

改 正

改 正

改 正

改 正

改 正

改 正

改 正

改 正

改 正

改 正

改 正

改 正

改 正

改 正

改 正

改 正

改 正

改 正

改 正

改 正

改 正

改 正

改 正

改 正

改 正

改 正

改 正

改 正

改 正

改 正

改 正

改 正